

継続検査申請書

専用3号様式

03400

①業務種別 1	②手数料 1 無料	⑦有効期間 1 1年指定整備車 2 1年検査車 3 2年指定整備車 4 2年検査車	⑨出張	⑪処理 1 訂正 2 復元 4 検査証再出力 1 検査証不要 4 限定検査証交付	⑯例外 1 全例外 2 誘元 3 有効期間	⑰制限解除 1 全解除 4 整備命令 5 処理制限	⑲NOx・PM	⑳証明書指示 1 保・自提出 2 保適証取得 3 自賠責提出 8 保適証協会 9 自賠責協会
------------	--------------	---	-----	---	--------------------------------	------------------------------------	---------	---

②自動車登録番号 ローマ字記入時は下欄をマークして下さい <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (記入例) 運輸 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> - 555 - さ - 1234	③車台番号 (自動車検査証の車台番号のうち下7桁の数字等を記入) ローマ字記入時は下欄をマークして下さい <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (記入例) AB3-1234567 記入	④整備工場コード <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
⑩定期点検 <input type="checkbox"/>	⑩受検形態 <input type="checkbox"/>	③装置名等コード 1 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - 2 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - 3 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - 4 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - 5 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - 6 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - 7 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	⑩走行距離計表示値 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 00 - <input type="text"/> km <input type="text"/> 2 mile

運輸支局長 殿  
運輸監理部長  
令和 年 月 日

申請人 (使用者)  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

受検者  
氏名又は名称 \_\_\_\_\_

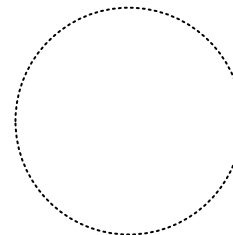
住所 \_\_\_\_\_

以下の書面に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供された場合はチェックして下さい。

保安基準適合証

継続検査に必要な書類等

納税証 保険証 重量税 手数料 申請書 記録簿



# 点検整備記録簿

自動車登録番号又は車両番号その他の自動車は車台番号

二輪自動車(定期点検基準の別表第七)

区分及び記号			
良	✓	交換	×
分解	○	修理	△
調整	A	清掃	C
締付	T	給油	L

...1年毎  
 +  ...2年毎

## 点検の結果及び整備の概要

点検箇所		点検項目	点検箇所	点検項目	
かじ取り装置	ハンドル	操作具合	動力伝達装置	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	継手部のがた (連結部の緩み、スプライン部・自在継手部のがた)
	フロントフォーク	損傷 ステアリング・ステムの取付状態 ステアリング・ステム軸受部のがた		チェーン及びスプロケット	チェーンの緩み スプロケットの取付状態及び摩耗
制動装置	ブレーキ・ペダル及びブレーキレバー	遊び ブレーキの効き具合	電気装置	ドライブベルト	●摩耗及び損傷
	ロッド及びケーブル類	緩み、がた及び損傷		点火装置	●点火プラグの状態 (白金又はイリジウム・プラグの場合、 行わないことができる) 点火時期
動機	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	原動機	バッテリー	ターミナル部の接続状態 (緩み、腐食)
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ	液漏れ 機能、摩耗及び損傷		電気配線	接続部の緩み及び損傷
装置	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	●ドラムとライニングとのすき間 ●シューの摺動部分及びライニングの摩耗 ドラムの摩耗及び損傷	潤滑装置	本体	●エア・クリーナ・エレメントの状態 低速及び加速の状態 排気の状態
	ブレーキ・ディスク及びパッド	●ディスクとパッドとのすき間 ●パッドの摩耗 ディスクの摩耗及び損傷		燃料装置	油漏れ 燃料漏れ リンク機構の状態 スロットル・バルブ及びチョーク・バルブの作動
走行装置	ホイール	●タイヤの状態(空気圧、亀裂、損傷、異状な摩耗、溝の深さ)	冷却装置	水漏れ	
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み ●フロント・ホイール・ベアリングのがた ●リア・ホイール・ベアリングのがた	ブローバイ・ガス還元装置	配管の損傷 配管等の損傷	
暖衝装置	サスペンション・アーム	連結部のがた及びアームの損傷	燃料蒸発ガス排出抑止装置	チャコール・キャニスターの詰まり及び損傷	
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	一酸化炭素等発散防止装置	チェック・バルブの損傷 二次空気供給装置の機能 配管の損傷及び取付状態	
動力伝達装置	クラッチ	クラッチ・レバーの遊び 作用	エグゾースト・パイプ及びマフラー	取付けの緩み及び損傷 マフラーの機能	
	トランスミッション	●油漏れ及び油量	フレーム	緩み及び損傷	
			その他	シャシ各部の給油脂状態	

## その他日常点検すべき事項

- 制動装置 (ブレーキペダルの踏みしろ)
- 灯火装置 (汚れ、損傷)

## 交換部品等

(注)① 法第61条第2項の規定により自動車検査証の有効期間を3年とされた自動車にあっては、2年目の点検は1年ごとの欄に掲げる基準によるものとし、3年目の点検は2年ごとの欄に掲げる基準によるものとする。  
 ② ●印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が1年当たり1千5百キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。  
 ③ ●印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

CO、HC濃度 (アイドリング時)	
CO	%
HC	ppm

タイヤ溝の深さ (0.8mm以上)	前輪	左	mm	右	mm
	後輪	左	mm	右	mm
ブレーキ・パッド、 ライニングの厚さ	前輪	左	mm	右	mm
	後輪	左	mm	右	mm

点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所

点検又は、分解整備時の総走行距離	km
点検年月日	年 月 日
整備完了年月日	年 月 日

(注) この点検整備記録簿の保存期間は、記載の日から1年間です。

## 自動車重量税納付書(検査自動車)

提出年月日	平成 年 月 日	使用者	(氏名又は名称)		
自動車登録番号(車両番号)又は車台番号			都道府県	市郡区	町村
自動車検査証の有効期間	<input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 2年 <input type="checkbox"/> 1年	納付税額			円
自 区 動 車 分 の 等	自家用・事業用の別	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 事業用			
	<input type="checkbox"/> 乗用自動車			(車両重量	kg)
	<input type="checkbox"/> 車両総重量2.5トン以下の貨物自動車			(車両総重量	kg)
	<input type="checkbox"/> 二輪の小型自動車				
	<input type="checkbox"/> その他の自動車			(車両総重量	kg)
備考					
自動車重量税印紙貼付欄					

(注) 使用者が2名以上いる場合は、その者の氏名及び住所を、又所有者・使用者が相違する場合(所有権留保の場合を除く。)は所有者の氏名及び住所を備考欄に記載すること。

審査依頼書	独立行政法人自動車技術総合機構	検査部 殿 事務所 殿	予約番号	-	-	号	
01	検査の種類	継続・新規・予備・構造等変更・記入申請	確認印	原動機型式	車台番号		
保安灯火等 ピット スピードメータ 03 排気ガス04 サイドスリップ01 ヘッドライト等05 ブレーキ02	登録番号 又は 車両番号						
	保安基準に適合しない部分					検査手数料納付書	
	02 同一性等	長さ12、幅13、高さ14、 車両重量15、定員16、その他99	05 乗車装置	09 縦向き表示01、施設装置02、 ハンドル03、かじ取ホーク04、 ギヤボックス05、 パワーステアリング06、 セクターシャフト07、 ビットマンアーム08、 ドラッグリンク09、 リレーロッド10、タイロッド11、 ナックルアーム12、 アイドラアーム13 (ダストブーツ)、 キングピン14、ラックブーツ、その他99	12 燃料装置	燃料タンク01、配管02、継手03、 燃料ポンプ04、キャブレタ、 燃料噴射装置、LPG燃料装置/ CNG燃料装置 (ガス容器、車室との気密/隔壁)、 その他99	
	03 原動機・動力伝達装置	原動機(異音01、かかり具合02、 排気の色03)、 潤滑装置04、冷却装置05 (キャップ等)、ファンベルト06、 クラッチ07、チェーン08、 スプロケット09、トランスミッション10/ トランスファ10、 ディファレンシャル11、 プロペラシャフト12/ドライブシャフト13 (連結部、ダストブーツ等)、 ジョイント部14、ボルト15、ナット16、 NR装置、速度抑制装置、その他99	06 保安装置	10 緩衝装置	13 電気装置	配線01、バッテリー02、 発電/充電装置、点火装置、 高圧コード、端子、その他99	
	04 車わく・車体	車わく・車体(亀裂01、変形02、 腐食03、傾き04、突起物05、 回転部分の突出06)、 車体表示07(最大積載量、 タンク容量、積載物品名、幼児専用/ スクールバス、20トン超ステッカー、 速度抑制装置付ステッカー)、 荷台08、さし枠09、巻込防止装置11、 突入防止装置12(取付位置等)、 連結装置13(カブラ、キングピン、 ピントルック、ルネットアイ)、 最低地上高、その他99	07 灯火類	11 走行装置	14 騒音・排出ガス対策装置	騒音防止装置01、消音器02、 排気管03(接続部、取付ブラケット)、 排出ガス発散防止装置04(触媒装置、 EGR装置、二次空気供給装置、 O <sub>2</sub> センサー、フローバイガス還元装置、 キャニスター)、 熱害対策装置05(遮熱板、 温度センサー、警報装置、 処置ラベル)、 その他99	
			08 制動装置	09 走行装置	15 その他	内圧容器01(導管、ドレインコック)、 付属装置02、コーションラベル03、 証明書類05(移動タンク設置許可証、 タンク証明書、緊急自動車指定申請に 関する書類、道路維持作業指定申請に 関する書類)、その他99	
	[不具合状況] 汚損、破損、切損、折損、劣化、摩耗、歪み、がた、緩み、遊び、脱落、亀裂、腐食、傾き、取付不良、機能不良、接触、接続、突起物、変形、曲がり、油漏れ、 液漏れ、水漏れ、ガス・エア漏れ、燃料漏れ、液量、灯火不具合(切換、個数、不点灯、取付位置、灯器損傷、点滅回数、灯色、光度、向き)、寸法不足、その他						
	[その他の審査項目] 車名、型式、番号標板(封印、取付、損傷、汚損)、車台番号、原動機型式等、種別、用途、形状、車体表示(制限車両、ダンプ番号)、自重計、自重計適合証					審査結果通知書	
	[備考欄]			再入場確認印	審査結果押印等欄		記入申請
				①	②	諸元等同一確認 左の諸元に同じ 確認印	確認印
			受検者の 氏名又は名称	受検形態		使用者 本人	
			認証番号	電話番号		使用者 以外	
					△ 審査中断		
					× 不適合		
					○ 適合		



(注) の空白部分は、受検者が記入すること。

※「保安基準に適合しない部分」欄のゴシック体の装置等は、自動車点検基準第5条別表第8に掲げるものを示す。  
100913